

目 次

津市告示

- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 住民票の職権消除
- 放置自転車の撤去及び保管

津市公告

- 津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付けに係る条件付一般競争入札の執行
- 建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市上下水道事業告示

- 津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新
- 津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新
- 津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止
- 津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止
- 津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止
- 津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新
- 津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 22 年津市告示第 41 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 1 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大里野田町自治会

三重県津市大里野田町 401 番地 1

代表者 稲垣 幸一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	澤野 政泰 三重県津市大里野田町 942 番地 7
変更後	稲垣 幸一 三重県津市大里野田町 939 番地 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 1 月 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 4 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

この処分には不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求することができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和 2 年 1 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住 所	氏 名	生 年 月 日
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

津市告示第 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 12 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 16
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 1 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和 2 年 1 月 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 2 年 1 月 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 1 月 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 1 月 10 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 1 月 10 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 1 月 14 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 2 年 1 月 14 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 2 年 1 月 15 日

2 保管期間

告示の日から 90 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059 - 222 - 6307

津市公告第 6 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 2 年 1 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付け

(2) 貸付けの概要

公共施設に来訪する者の利便を広く向上させるため、飲料の自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）を設置し、適切に維持管理を行うことを条件に公共施設の床及び敷地の一部について貸付けを行います。

(3) 自動販売機の設置場所

自動販売機の設置場所に係る内容は次のとおりです。

設置先 物件番号	施設名称	設置 台数	屋内・屋外 の別
1	久居庁舎（ポルタひさい内）	1 台	屋内
2	久居スポーツ公園	1 台	屋外
3	安濃中央総合公園内体育館	1 台	屋内
4	中消防署西分署	1 台	屋内
5	一志庁舎	1 台	屋内

(4) 貸付期間 令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 7 年 3 月 3 1 日（月）までの 5 年間

(5) その他貸付けに関する事項

津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付けに係る実施要領（以下「実施要領」といいます。）で定めるとおりとします。

2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項については、公告の日から入札の日までの間に実施要領、津市条件付一般競争入札参加者心得及び入札に係る所定の様式を津市ホームページで公開すること及び津市役所本庁舎 6 階財産管理課窓口において配布することにより示すこととします。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和 2 年 2 月 2 1 日（金）午前 1 0 時 即時開札

(2) 場所 津市西丸之内 2 3 番 1 号 津市役所本庁舎 8 階 大会議室 B

4 入札保証金等

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とします。

(2) 保証人

保証人を立てるものとしますが、過去 3 年間に本市と自動販売機設置に

係る土地又は建物の賃貸借契約を締結し、履行した実績のある者は免除します。

5 入札参加者に必要な要件

入札参加者に必要な要件は、次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定により入札に参加できない者でないこと。
- (2) 津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- (4) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第19条各項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）第475条の規定に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定に基づく整理開始の申立て若しくは同条第2項の規定に基づく整理開始の通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者のうち再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (6) 次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
 - ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
 - エ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与す

るなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員でないこと。

(8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(9) 過去3年以内に飲料の自動販売機の設置及び維持管理の実績を有すること。

6 入札に参加できる者

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについて通知を受けた者とします。

7 予定価格

各設置場所の予定価格は次のとおりです。

設置先 物件番号	施設名称	貸付面積	予定価格 (年額)
1	久居庁舎（ポルタひさい内）	1.80m ²	5,331円
2	久居スポーツ公園	1.80m ²	1,876円
3	安濃中央総合公園内体育館	2.10m ²	6,220円
4	中消防署西分署	1.80m ²	5,331円
5	一志庁舎	1.42m ²	4,206円

8 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札

- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

9 入札方法及び決定方法

(1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

入札は代理人に行わせることができますが、入札者確認票に記載のない代理人が行った場合は無効となります。

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

あらかじめ記入・押印及び封入の上、持参ください。複数の設置先物件について入札する場合は、入札を行う設置先物件ごとに入札書が必要となります。

(2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

(3) 金額の表示

入札書のコ額は、各設置先物件において自動販売機を設置する目的で、設置場所の床及び敷地の一部を賃貸借する貸付料（年額）を記入することとします。

(4) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、入札箱に投函後の入札書のコ額の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 開札

開札は、入札書の投函締切り後、直ちに行います。締切りまでに入札書の投函をしなかった場合は棄権とみなします。

(6) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき又は災害その他やむ

を得ない理由があるときは、入札を中止又は入札日を延期することがあります。

(7) 設置事業者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った１者とします。

(8) くじによる設置事業者の決定

最高入札金額で入札をした者が２者以上あるときは、直ちにくじにより設置事業者を決定します。ただし当該入札参加者のうち、くじを引かない者がある場合は、失格とします。

(9) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

(10) その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

10 入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出することとします。

(1) 参加申込期間

令和２年１月３１日（金）から令和２年２月７日（金）まで（いずれの日も開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までの間に限ります。）

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出することとします。

ア 誓約書（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 印鑑証明書（個人にあつては、印鑑登録証明書）

ウ 商業登記簿謄本（個人にあつては、住民票、営業届証明書及び身分証明書（市町村が発行するものに限ります。））

エ 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のないことの証明書（個人にあつては、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納税額のないことの証明書）

オ 市町村税について未納税額のないことの証明書（完納証明書）

カ 事業者の概要書（事業に関する事項（法人にあつては、事業概要、設立年月日、資本金、従業員数等、個人にあつては、事業概要、創業年月日、従業員数等とします。）を記載した事業者の概要が確認できる書類）

キ 実績報告書（本市が指定する様式のものに限ります。）

ク 設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ（実施要領に掲げる自動販売機の仕様の各号に適合していることがわかるものとします。）

ケ 販売品目一覧表（本市が指定する様式のものに限ります。また、設置先物件ごとに提出することとします。）

入札に参加しようとする者が津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、イ～カに掲げる書類を添付する必要はありません。

複数の設置先物件に申込みを行う場合、ア～クについては1部で結構です。

(3) 提出方法

津市役所本庁舎6階財産管理課窓口に直接持参することとします。

11 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津市役所本庁舎6階財産管理課窓口で提出する又はファクスにより提出することとします。

(2) 提出期限

令和2年1月27日（月）正午

(3) 回答方法

質問に対する回答については、令和2年1月28日（火）から入札の日までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津市役所本庁舎6階財産管理課窓口において回答書を配布することにより行います。

【問い合わせ先】

政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059 - 229 - 3126

FAX 059 - 229 - 3444

津市公告第7号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和2年1月27日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

502012707

公 告 日	令和2年1月27日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和元年度北河維第 1 - 2 号 弁天池しゅんせつ業務委託			
工 事 場 所	津市 白塚町	地内		
工 事 概 要	浚渫工 56m3			
工 期	契約締結の日から 令和2年3月26日 まで			
発 注 業 種	しゅんせつ			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	・しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること ・産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること ・経営事項審査において当該業務に係る年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成29年10月1日～平成30年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年2月14日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年2月14日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年2月5日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年2月10日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年2月14日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年2月19日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,112,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	免 除			
前 金 払	無			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

502012708

公 告 日	令和2年1月27日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和元年度営建整備第50号 久居駅前公共自転車駐車場解体工事			
工 事 場 所	津市 久居新町	地内		
工 事 概 要	解体 自転車駐車場 鉄骨造2階建 延面積506m ² 外構、構内整備 上記に係る解体工事 一式			
工 期	契約締結の日から 令和2年6月26日 まで			
発 注 業 種	解体			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等(建築一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年2月14日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年2月14日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年2月5日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年2月10日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年2月14日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年2月19日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	9,172,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有(申請は令和2年4月以降とする)			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502012709

公 告 日	令和2年1月27日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和元年度営子推継第49号 津市芸濃保育園及び津市立棕本幼稚園解体工事			
工 事 場 所	津市 芸濃町棕本	地内		
工 事 概 要	解体 津市芸濃保育園 鉄骨造平家建 延面積854m ² 津市立棕本幼稚園 鉄骨造平家建 延面積599m ² 外構、場内整備 上記に係る解体工事 一式			
工 期	契約締結の日から 令和2年7月3日 まで			
発 注 業 種	解体			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等(建築一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年2月14日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年2月14日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年2月5日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年2月10日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年2月14日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年2月19日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	42,910,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有(申請は令和2年4月以降とする)			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

502012710

公 告 日	令和2年1月27日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和元年度北橋維補第2号 立岩橋ほか2橋橋梁長寿命化修繕(上部工)工事			
工 事 場 所	津市 美里町南長野ほか2町	地内		
工 事 概 要	立岩橋 支承取替工 3基 立岩橋ほか2橋 断面修復工 3橋			
工 期	契約締結の日から 令和2年3月31日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 橋梁架設工事又は支承取替工事(ただし、いずれの場合も支間長11m以上かつ幅員6m 以上のコンクリート橋(車道橋)に限る。)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成29年10月1日～平成30年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年2月14日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年2月14日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年2月5日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年2月10日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年2月14日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年2月19日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	11,721,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有(申請は令和2年4月以降とする)			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・工期については、当該事業に係る繰越手続きが完了後、変更契約を締結する予定です。 (設計図書特記仕様書参照のこと)			

津市上下水道事業告示第 2 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和 2 年 1 月 1 6 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社ロッシュ	津市芸濃町棕本 4 2 9 9 番地	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
有限会社三重パイピング工業	松阪市石津町 2 7 番地の 3	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
小林配管設備	津市高茶屋六丁目 1 3 番 1 0 号	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
井戸設備有限会社	松阪市嬉野新屋庄町 2 6 7 番地	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
草深設備工業	津市渋見町 4 7 8 番地	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
一志設備	津市一志町高野 5 6 7 番地	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
有限会社浅野設備	津市一身田大古曽 3 8 5 番地	令和 7 年 9 月 2 9 日まで

津市上下水道事業告示第 3 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和 2 年 1 月 1 6 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
鍛冶清水道株式会社	津市垂水 2 6 1 2 番地の 1 2 1	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
有限会社黒田工業	津市乙部 2 2 0 2 番地 7	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
新陽工業株式会社	四日市市大字塩浜 4 1 0 1 番地の 5	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
三重シンリョー設備株式会社	津市雲出本郷町 1 8 0 5 番 地の 2 5	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
有限会社中村設備	津市渋見町 1 8 2 番地	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
株式会社ハヤシコーポレーション	松阪市曽原町 7 2 8 番地の 4	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
田辺設備株式会社	津市久居井戸山町 8 1 7 番 地	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
株式会社増川配管設備	津市河芸町千里ヶ丘 3 8 番 地の 7	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
株式会社鳴川工業	津市神戸 1 8 8 7 番地	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
長谷川設備株式会社	津市久居元町 2 2 6 8 番地	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
株式会社カンキョー	津市住吉町 1 番 1 0 号	令和 7 年 9 月 2 9 日まで

津市上下水道事業告示第 4 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 4 号の規定により告示する。

令和 2 年 1 月 1 6 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
森田設備	津市一志町大仰 5 2 6 番地 7	令和元年 1 2 月 1 8 日
有限会社池田設備工 業	伊賀市上野車坂町 6 1 5 番 地 6 3	令和元年 1 2 月 2 0 日

津市上下水道事業告示第 5 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 4 号の規定により告示する。

令和 2 年 1 月 3 1 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
ミスズ住宅設備有限 会社	津市岩田 5 番 9 号	平成 2 2 年 1 0 月 3 1 日

津市上下水道事業告示第 6 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 4 号の規定により告示する。

令和 2 年 1 月 3 1 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社平井設備	多気郡明和町有爾中 1 4 3 5 番地 1	令和元年 1 2 月 3 1 日

津市上下水道事業告示第 7 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和 2 年 1 月 3 1 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
ダイワ空調設備株式会社	津市島崎町 2 4 8 番地	令和 7 年 9 月 2 9 日まで
伊藤設備	津市香良洲町 1 3 2 4 番地	令和 7 年 9 月 2 9 日まで

津市上下水道事業告示第 8 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和 2 年 1 月 3 1 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社タカギ	北九州市小倉南区石田南二丁目 4 番 1 号	令和 2 年 1 月 1 0 日から 令和 7 年 1 月 9 日まで
株式会社アズクリ エイティブ	名古屋市中区錦二丁目 5 番 1 2 号 パシフィックスクエア 名古屋錦ビル 3 階	令和 2 年 1 月 1 6 日から 令和 7 年 1 月 1 5 日まで